



無会派
村松恵美子 議員
が問う！

行政によるPCRの
社会的検査を実施すべき！！

新型コロナウイルス感染を
防ぐ安全・安心の相馬を目
指す施策について

全国の自治体で最初に発熱外来を設置し、新型コロナウイルス対策の基本である「検査・保護・追跡」を実施した結果、感染者は出たがクラスターは発生していない。「人が動けば感染は拡大する」といわれているが、GoToキャンペーンや浜の駅松川浦のオープンで相馬へ来る人が増えている。感染を抑えている今、医療機関、介護施設、障がい者施設、保育所・幼稚園、小・中学校、放課後児童クラブなど、クラスターになりやすい場所で働く職員に対し、行政責任でPCRの

社会的検査を実施することを提案する。

Q. PCRの社会的検査の実施について問う。

A. 本県、特に当地方においては、検査体制が十分な状況になく、また、外注先の処理能力としては、一日に100ないし200検体が限界と思われる。さらに、検体採取の方法についても相当のスタッフを要することから、ある程度、採取可能な検体数が限定されるのが実情である。

したがって、クラスターが懸念される施設の全スタッフへのPCR検査施行は、困難な状況にある。さらに、施設の全スタッフ数、2,029人の全員が、PCR検査を受けることになると、およそ、1パーセントの確率で、疑陽性が発生することが予想される。現在でも疑陽性者については、無症状の状態において再検査を何度も施行する等の方法がとられているが、発生者が少数であれば医療機関や行政として対応することが可能であるが、約20人の疑陽性の発生となると医療機関が立ちいかなくなる可能性もあり、PCR検査の拡大の必要は認めつつも、当地方においては困難な状況と考えられる。

また、PCR検査は、方法的に結果発表が翌日となることから、疑陽性の再検査までの間に待機収容させる場所も併せて整備しなくてはならないこと、風評による本人被害に対応する施策の構築と住民への理解の浸透等課題も多いものと思料される。



動画は
↑こちらから↓



にじ
畑中昌子 議員
が問う！

地域住民の不安な思いを
払拭してほしい！！

安心・安全なまちづくりに
ついて

毎年のように台風や大雨で災害が起きる中、令和元年の水害を受けた多くの地域住民が不安を抱えて生活している。市の対応の現状と今後の計画を明確にすることにより、地域住民が安心で安全な生活が送れるように繋げたいという思いで質問する。

Q. 梅川の整備について問う。

A. 梅川を管理している県は、国道6号から下流部の河川断面が広いために、草等の繁茂による流水阻害は起きないとの判断から、除草を実施する計画はないとのことである。

しかし、市としては、環境美化や景観保全の面から、河川の除草を行う必要があると考えており、引き続き国・県に対し、除草を含めた河川の適切な維持管理を強く要望していきたいと考えている。

次に、飯豊小学校南側の市道馬場野細田線から県道原町海老相馬線までの、約280メートルの梅川の整備について、県は、令和3年度内に完成する計画で工事を実施することであるため、市としては、進捗状況を注視しながら計画遂行を要望していきたいと考えている。

Q. 新田排水機場と大水門について問う。

A. 市は、現在、新田排水機場に3台の排水ポンプを設置し、3台同時に稼働すれば最大で毎秒約9トンの排水を行えるようにしているが、さらに排水量を増やすため、毎秒1トンを排水できる排水ポンプ2台を増設する計画申請を令和2年11月に、県を経由して国に提出している。

今後の計画としては、この工事を代行する県が、国の採択を受け次第、令和3年度に詳細設計を行い、令和4年度から令和7年度までの4年間で、新しい排水ポンプの増設工事を行う予定である。

次に、新田排水機場北側の大水門、正式名称、松川浦7号樋門について、市は、松川浦海面と水路水面との高低差を踏まえ、水門の開閉は行っていないが、その維持管理としての保守点検やゴミの撤去などを松川浦地区防潮樋門施設管理組合に委託している。

また、松川浦7号樋門に通じる水路について、所有者のそうま土地改良区は、地元関係団体の協力のもとで、適切な維持管理に努めている。



動画は
↑こちらから↓



そうま市民の会
浦島勇一 議員
が問う！

賃料の基金管理と
地区の振興策に
運用すべきと考える！！

磯部地区太陽光発電事業と
地区の振興について

磯部地区に市が占有する20町歩の用地と民有地約50町歩の合わせて70町歩で、平成27年度より太陽光発電事業が進捗している。市有地の賃貸借契約内容と、賃料の磯部地区振興基金設置の考え方、併せて直近と中長期を見据えた磯部地区の振興策について、市長の所見を問う。

Q. 太陽光発電事業の賃貸借契約内容について問う。

A. 市は、東日本大震災の津波で甚大な被害を受けた磯部地区の農地について、土地所有者

から農地として復旧せず、太陽光発電事業用地として賃貸できるようにして欲しいとの要望があったこと等を踏まえ、市復興計画において当該区域を太陽光発電事業用地として位置付け、平成27年4月から平成31年4月までに、合計8件の土地賃貸借契約を締結している。その総面積は、約20万6,000平方メートル、賃貸料総額は2億5,072万3,652円で、契約期間は20年となっている。

Q. 賃料の磯部地区振興基金設置の考え方について問う。

A. 市は、磯部地区の太陽光発電用地の賃貸料を地方自治法に基づいた「相馬市ふるさと振興基金」に積み立て、さらに太陽光発電用地の賃貸料に係る帳簿を別途使用して、その他の積立金と明確に区分していることから、新たな基金を設けなくても、磯部地区の振興のために賃貸料を活用することは十分管理できる状況である。

Q. 直近・中長期を見据えた磯部地区の振興策について問う。

A. 市は、現在、東日本大震災の慰霊碑を中心とした公園の整備を進めており、令和4年度の完成を目指しているところである。

また、今後は相馬復興市民市場等により、賑わいが創出されている原釜、尾浜、松川地区と磯部地区を、市道大洲松川線を活用した周遊コースとし、PRしていきたいと考えている。

その他の質問

○ 相馬市消防団設置等に関する条例について



動画は
↑こちらから↓